

実施要領等に関する回答書

令和7年7月16日

福島県経営金融課長

業務名	ふくしま中小企業者等DX伴走支援事業	
資料該当箇所	質問事項	回答事項
募集要項 P 2	参加資格の「県税、消費税・地方税を滞納していないこと」を証明する書類の提出は必要でしょうか。	不要です。
募集要領 P 3 様式2-1	参加申込書に捺印は不要という認識で良いでしょうか。	捺印不要です。
募集要領 P 3 様式3	類似実績の証明は契約書のみでしょうか。もしくは発注書・見積書等でも代用可能は可能でしょうか。	基本的には契約書になります。 契約書が無い場合は、契約の一連の流れが分かる書類になります。
募集要領 P 3 様式4	「業務実績書」の「業務の概要及び規模」の「規模」とは具体的に何を指しますか。	参加企業者数、参加者数等です。
募集要項 P 3	企画提案書はA4であれば、縦横の指定はないでしょうか。	指定はございません。
募集要領 P 4 様式5-2	「本業務統括責任者」の「経験年数は、人事労務又は就職支援に関連する経験年数を記載すること。」なぜこの公募内容で人事労務・就職支援に関する経験年数を記載するのでしょうか？	記載内容が誤っておりました。 正しくは「DXによる業務改革に関連する経験年数を記載すること。」になります。様式を修正致します。
募集要項 P 4	登記簿の取得日に関する制限（3ヶ月以内など）はありますか。	制限は設けておりませんが、概ね3ヶ月以内が望ましいと考えています。
募集要項 P 5	プレゼンの実施方法ですが、現地またはオンラインなど指定はありますか。	オンラインでのプレゼンテーションを予定しています。
業務委託仕様書 P 1	「3 事業の対象者」に記載のある項目は、本公募の参加条件ではなく、本事業の支援対象者の条件でと捉えて良いでしょうか。	お見込みのとおりです。

業務委託仕様書 P 2	「DXセミナー」の開催方法が「現地、オンラインの別を問わない」とあるが、企業の参加ハードルを下げるために「オンラインのみ」も可能という解釈で良いか、またその場合、「会津・中通り・浜通り」の区分は、参加企業の所在地で区切るイメージで良いでしょうか。	仕様書の記載が誤っておりました。セミナーについては、現地開催は必須で、オンラインを併用するかは任意とします。
業務委託仕様書 P 2	DX理解促進・普及啓発セミナーについて オンラインで開催する場合は、参加者を方部別に区分することなく、いずれの地域からの参加であっても受け入れて問題ないか。 (例えば、全てのセミナーをオンラインで開催する場合、いずれの開催も、いずれの地域からでも参加できることでよい)	問題ありません。ただし、セミナーについては、現地開催は必須で、オンラインを併用するかは任意とします。 仕様書の記載が誤っていましたので、訂正いたします。
業務委託仕様書 P 2	(2) 専門家による支援プログラム ア・イに該当する想定件数について ・ここでの数値は最低限必達という事になるのか ・募集企業が想定件数を下回った場合はどのようなになるか(受託費用の減額等??) ・支援方法については現地、オンラインの方法は決まりがあるのか	・想定件数は最低減の目標値です。 ・募集企業が想定件数を下回った場合は契約金額を減額する変更契約を行うことになります。 ・本事業の対象は初めてDXに取り組む事業者や、より高度なDXの実現を目指す事業者です。そのため現地において、きめ細やかにDX推進の方法を支援していただくことを想定しており、原則として現地での支援を前提にしています。
業務委託仕様書 P 2	(3) 成果発表会 ・支援企業の全社の発表が必要なのか(優良事例だけでも良いのか)	・3社程度を予定しています。
業務委託仕様書 P 2	過年度の成果物や分析資料等の開示について 本事業の趣旨にある通り、生産年齢人口の大きな減少が見込まれる将来に向け、県内の幅広い業種・業態・規模の企業に対してDXを活用する事による優位性、有効性を理解いただくことが、DX化推進に至る準備段階の重要ステップと考える。 「(1) DX理解促進・普及啓発セミナー」において、過年度に実施したセミナーのパンフレット、セミナー資料及びアンケート結果並びに実施の効果についての分析資料の共有は可能か。	可能です。ただし、過年度受託先の独自ノウハウが認められる部分は除きます。

業務委託仕様書 P 2	過年度の参加企業の情報提供について 「(2) 専門家による伴走支援プログラム」において、企業の募集はセミナーに参加し意欲ある企業を中心に行うが、その一方で、過年度のふくしま中小企業者等DX伴走支援事業に参加した企業はDXを導入したことによる業務改善等の有効性を感じ、新たな経営課題の解決にDXの活用を求めていると推察される。 過年度の参加企業の情報提供は可能か。	参加企業名の提供は可能ですが、より多くの方に本事業を活用していただくため、過年度に参加された企業については、原則として伴走支援の対象外とさせていただきます。
業務委託仕様書 P 2	業務効率化DX伴走支援の成果について 「(2) 専門家による伴走支援プログラム」の「ア 業務効率化DX伴走支援」において、対象となるDX初期段階にあり業務効率化を目指す企業は、県内の中小企業の中でも、俗人的又はシステム化が遅れている事業規模が相対的に大きくない企業が推測される。 その様な企業のDXの推進については、自社にあったDXツールの選定、検討の支援でよいか。それとも、DXツールの導入が必須となるのか。	支援先企業の様々な経営課題に応じた伴走支援によるDX推進であり、かつ、委託期間も限られていることから、DXツールの導入が必須ではありません。
業務委託仕様書 P 2	本事業終了後の対象事業者さまの支援について 「(2) 専門家による伴走支援プログラム」において、専門家が伴走支援しながら支援期間内で企業のDXを推進し経営課題の解決を目指す、特に経営変革DX伴走支援を受ける企業は、ビジネスモデル変革等が必要な本質的な課題の解決を目指すことから、人員の配置転換、組織再編や社外関係者との商習慣見直し等、相応の時間を要する変革も必要になると想定される。 万が一、委託契約期間を過ぎても伴走支援が必要な企業があった場合、本年度のプログラム終了後、該当企業が望むのであれば、該当企業と当協会で継続的な有償の伴走支援締結は問題ないか。	問題ありません。